



模擬国連 2021年6月会議
Position and Policy Paper まとめ B議場
<6月11日 公開 修正版3>

大会フロントより

PPP の作成ありがとうございました。まとめが完成しましたので共有いたします。万が一、掲載に誤りがある場合は、大会 HP の質問フォームからお問い合わせください。なお、編集に際しては、以下の点ご承知おきください。

- ① 文末に議場に対する挨拶や交渉に関するメッセージが記載されていたものもありましたが立場や政策のまとめという観点から、それらは削除させていただきました。（「～と協力したい」という一般的な表現は国際協力に関する政策・方針として受け取れますが、「～と話したい、議論したい、一緒に DR を作りたい」というような表現で当日の会議行動に触れたものは交渉に関するメッセージになりうるため削除しました。）
- ② 複数回提出して場合は、原則最新のことを反映させるように努めましたが、作業が煩雑であり、本来は資料をこちらが差し替える義務はないため、仮に最新のものがまとめに反映されていなくても掲載内容の訂正は受け付けいたしかねます。
- ③ アウトオブアジェンダに関係する記述や直接議題に関連性がないと判断した場合は削除しているものがあります。

また、残念ながら PPP の未提出、不受理が見受けられました。全部の PPP が事前に共有できなかったことで会議の公平性が担保されず、他の参加者に迷惑がかかることもあります。その点についても、皆さんが作る会議である以上、不都合や支障も含めて皆さん全体で許容していかなくてはなりません。時間や会議行動において各自がしっかり責任を自覚し、果たしていただくようお願いいたします。PPP 不掲載となった大使は、初日冒頭の議長提案のモデが採択された場合は、必ず発言を希望し、その中で十分にご説明いただくようお願いいたします。

Argentina

論点1に関して、世界人権宣言では、『全ての人間は生まれながらにして自由であり平等である』と規定されており、自由権においては『全ての人間は生命に対する固有の権利を有する』とされており、その中で生命権は絶対的であるのにもかかわらず、死刑制度は、その生命権における例外として認められていることは、死刑制度が他の刑法に比べて優遇されているのではないかと考える。そのため我々は、近年死刑を新たに廃止している国が減少しつつあることを留意した上で、死刑廃止条約に基づいてこの条約に一国でも多くの国が締約国になるように促すことで、全ての人々の人権を保護するとともに、死刑に変わる様々な人権に基づいた法整備を行うことを推進していきたい。現状と同様に死刑は今後も存続させていく国に対しては、死刑というのは、前述した通り生命権の例外となるという概念ではなく人間が認められている権利を侵害する行為だということ十分に留意していただきたい。これらの点を踏まえ、生命権をはじめとする人権は死刑との関係において、たとえ罪人であったとしても生きる権利は平等であり、それを死刑によって害することはあってはいけないことである。また、人間の尊厳は人権の中核とされており、生命権は人間の中でも至高の権利ともされているため、生きる権利を害する死刑は順次廃止の方向に勧めていくべきだと思う。

論点2に関して、アルゼンチンとしては1916年以降には死刑を行っていない現状にあり、各国に対しても死刑を順次廃止していき、最終的に全廃にしていくことを推奨する。しかし、現状では宗教的な理由などで死刑を廃止することが難しい国も少なからずあることも事実である。そこで我々は死刑モラトリアムについての議論を存置国も交えたすべての国々で詳しく行うことで死刑によってなくなる命を少なくしていきたい。論点1でも述べたように死刑は生きる権利を害するものであり国連総会で死刑モラトリアムは採択されており、存置国に対してもこの決議案を軸として、死刑廃止に向けての必要な措置を段階的に行うように促したい。しかし、先ほど述べたように死刑を廃止するのが難しい国がいるため、そのような国々には少しでも死刑執行の回数を減らすために期間を設けて一時停止をするなどの措置を検討していきたいと思う。

Australia

“The death penalty has no place in the 21st century.”

近年、このスローガンをもとに死刑を既に撤廃している国々が協力し合い、多くの国が死刑廃止、また死刑モラトリアムに向けて動き出しているが、今だに死刑を撤廃していない国が多く存在している。

国連総会の第三委員会では、2007年から死刑モラトリアムについての議題が始まり、二年ごとに会合が開かれている。そして、死刑モラトリアムのほかにも死刑廃止の方向性、死刑の制限について話し合われているのが現状である。オーストラリアは生命権を含む人権は死刑などによって奪われてはならないと考えているため、1950年3月24日に最後の死刑を執行して以来、一度も死刑を行っていない。また、1984年に人権と基本的自由の保護のための条約を批准し、また1993年に国際人権規約を批准するなど、死刑廃止にとっても積極的である国の一つである。また、2016年には The Standing

National Human Rights Mechanism を設立し、国連と共に人権問題に取り組んでいる。そのため、オーストラリアのスタンスとしては、死刑撤廃している国々と共に協力し、死刑撤廃に向けて取り組んでいきたい。そして、今回の会議では世界に今だ死刑を撤廃していない国が多くいるという現状を打破するために、そしてゆくゆくは世界全体を死刑撤廃の方向性に導くために、以下の要点を政策として掲げる。

一つ目に、各国に弁護士を雇えない死刑になる可能性がある容疑者に対し、資金面での援助を施すことを求める。

二つ目に、各国に人の死に関わる罪以外には、死刑を適用しないことを要請する。

三つ目に、各国に ECOSOC によって提示された、「死刑に直面している人の権利保護を保証するセーフガード」を準拠することを強く求める。

四つ目に、死刑を撤廃していない国の資金援助の元、死刑になる可能性がある容疑者の判決を下す裁判において、上記の要点が守られているかどうかの確認をする第三者機関を設立する。

以上の様に、オーストラリアは少しでも早く、死刑を撤廃していない国が撤廃する方向を向くことを強く望んでいる。

Bangladesh

我が国として死刑廃止については廃止するにはまだ先の話になると考えています。第1に我国の9割はイスラム教を信仰するもので、宗教的理由で死刑制度の改正が困難の状況にあります。また国民の殆どが穏健派ムスリム民主主義であるスンニ派でイスラム法に害さない限り、死刑制度の改善の余地があると思っている。しかしながら、少なからず我国には一部のイスラム過激派が存在し、彼らによる暴動行為を免れるわけが無く国民を刺激すると、興奮した信者たちを抑制する手段が無くなり、国側が国民を強硬手段に出る必要が発生し本末転倒な状況に陥りかねません。さらに国内での宗教的摩擦があり武力衝突に陥っている中で、このような制度について言及すれば何が起こるか想像しかねます。

また、神への忠誠表すために過激派による反発行動が近年目立っており、過激派の勢力増加が懸念されています。その為我々は慎重に死刑と向き合う必要があると思っています。

第2にとしては治安維持の問題があげられます、バングラデシュでは強姦や性的加害行為を最大の刑罰死刑にすると決定されるなど、生命権を害するような行為も死刑判決が課せれるべきだと考えています。ですが、やはり裁判では強姦罪で有罪判決が出る率は非常に低く、女性が被害を報告したり告訴したりするにはさまざまな障害があるとも考えられており、治安維持の観点から見ても死刑制度の撤廃には困難があると考えています。

第3に我国は前回の会議で死刑モラトリアムと死刑の制限について反対していますが、先ほど述べた通り、世界の死刑に対する姿勢に反対的なのではなく、我々が最も重要視

する政教一致である姿勢を尊重したうえでの制度の決定を希望する限りである。

最後に、バングラデシュの考えるトップラインは我が国の宗教上の問題だと捉え、死刑制度については出来るだけ協力的な姿勢であることを主張します。また、最大の刑罰死刑は生命権が死以外の形でも害された場合にでも執行出来るということです。また、締結国には加盟せず国民尊重の体勢で引き続き死刑制度を継続することとします。

Botswana

Botswana has a democratic government, and so the people are respected human rights. For this reason, prisoners on death row are guaranteed human rights, but we think we have to put the rest of the people's safety of life before the prisoner's human rights. Therefore, we think we should execute the death penalty on the prisoners, who committed crimes which include the crime of rebellion and the crime of killing, to protect the rest of the people's rights to life and safety.

Also, we can reflect on victims and their relative's feelings to execute the death penalty. In addition, we can suppress crimes to the administration of punishment. It reveals the victims will decrease, at least, by the prisoner.

Because of the reasons, we can say we have to execute the death penalty to respect people's human rights.

Under the country's, which continues to execute the death penalty, opinion, death penalty appeals to human's instinct which wants to be alive. Also, we think it prevents a second offense, and people who killed a person have to pay for their mistakes with their bodies.

And then, under the country's, which abolished the death penalty, opinion, if we made a mistake, it will be a fatal one. People's lives don't return if they lost once. So, we never allow misjudgment. Also, they think nations that ban killing cannot kill people, even if the person is murder.

On these two opinions, the countries which continue to execute the death penalty respect the people's (exclude prisoners on death row who have likelihoods that they will kill the people again) safety, and the countries which abolished the death penalty respect all the people's rights to life and human rights.

What we want into account these things is the democratic execution of the death penalty.

On the execution of the death penalty, we think it should be continued because most people are secured their safety by the criminal row, and it leads up to the prevention of serious crimes. But we think it has to be more democratic. For example, we have to provide the information of the judgment to prevent false accusations. By being involved in the judgment, we can promote the judgment more democratic.

Also, in our country, when we execute the death penalty, the people have to vote. It indicates the people have rights that can decide the final judgment, so inevitably the death penalty executes democracy.

Like this, the death moratorium we want is to add democratic policy executing the

death penalty. Concretely, we want the system that people can give the final decision, like dialysis of the information and the system of voting by people.

Brazil

We understand that execution is a violation of human rights, especially the right to live. From the day we were born, until the day we are gone, we humans have all the right to live and no one has any eligible right on taking away any human on our planet earth. However in reality some individuals commit inhumane crimes. They have the obligation to compensate for the loss that they took action for, making them sentenced to death. Everyone has the same rights to live. The person who is killed by a criminal has the right to live and it is not favorable if his or her life got taken away by an assassin. Like the Code of Hammurabi's well known "Eye for an eye, tooth for a tooth" the life lawbreaker's life should also be taken away.

In recent years, many countries have supported the thought of abolition over the death penalty. The death penalty is a cruel way to punish a culprit and it is considered rude in our social life. But is that really so? People consider execution as substandard, awful, etc. But if we use execution for beneficial use, it might just be possible. Therefore, we think that there should be a death penalty in Brazil.

One reason is that the death penalty should not be abolished is that it can prevent future crimes. Even if the death penalty may not be active in countries such as Brazil, it can scare off people who want to commit a crime to not commit a crime because there can be severe punishments. Also, if the execution is done in an open area with lots of people such as a plaza, more people can keep in mind that causing crimes is not allowed. Also, executions of well known serial killers can make the people nearby feel safer without a killer on the loose.

In addition, every citizen has human rights, but people who are out of control and commit crime have to be under different control. In countries where crime rates are low, execution may not be needed, but in countries filled with all sorts of offence, they might require execution for human costs. What I mean is that prison expenses are all satisfied by citizens tax. If countries such as Brazil had too many lawbreakers, it would take plenty of tax to reform the public order.

Another benefit of the death penalty is that it can appease the victim and the victim's families. Usually, when a killer murders the victim, the victim's family would start and increase their anger and hatred towards the government. The hatred eventually may result in killing the killer. This can result in another murder and therefore lead to a traumatic experience of the other family members and the first killer's relatives and family members. To solve this problem, The first killer should be executed and it can please the family members of the victim. It may even save lives.

For these three reasons, we think that we should give the death penalty to people who commit serious crimes. These serious crimes mostly include homicides. For example, simple crimes like robbing a bank or speeding should be considered as imprisoning rather than the death penalty. However, serious crimes like murder, terrorism, and gun shootings should be sentenced to the death penalty.

Canada

カナダは死刑は全ての人に保証される基本的人権を著しく損害する残虐な行為であると考え、死刑の廃止に向けた死刑モラトリアムを全ての存置国が行うべきであると考え

る。勿論、一部の国は世論の反発から死刑モラトリアムを行っていないことも理解している。しかし、そのような場合でも、国家が世論を導き、死刑モラトリアムひいては死刑廃止を行うべきである。カナダは自国の歴史からこのように考える。

カナダは実際に死刑モラトリアムを行い、最終的に死刑の廃止を達成した。1967年に国民の同意形成より早く死刑モラトリアムを行い、1976年に死刑廃止条約に批准し死刑を廃止した。その後、凶悪事件が起こり死刑を戻すべきという世論の声が高まったこともあったが、廃止派の数が存置派を上回り死刑廃止を保った。更に1999年には軍法による死刑の廃止も達成し、国民の基本的人権の保障に大きく寄与した。

世界人権宣言にもあるように、生命権は国家から国民に与えられるものではなく、国民の固有のものであり、国家はその固有の権利を守る義務をもつ。よって、国民の固有の生命権を国家が奪う死刑の停止ひいては廃止は国家が先導すべきであり、世論に左右される必要はない。死刑廃止を求める声が小さいことは、この義務を果たさない理由とはなりえない。

私たちはこの考えのもと以下の政策を提案する。

- 1、死刑の廃止及び停止は基本的人権、特に生命権の漸進的発展に大いに寄与することを認識する
- 2、存置国が死刑廃止を目的とした死刑モラトリアムを行うこと
- 3、存置国が死刑廃止に向けた議論を行うこと
- 4、存置国がアネックスの基準を遵守し、身体、精神、金銭、人種などによる差別を罪状とした死刑及び、司法プロセスにおいて差別のある死刑の撤廃すること
- 5、存置国が人権委員会に対して、刑事司法プロセスに関する既存のUPRを通じた情報提供を行い、行わない場合は同委員会による監査を受けること
- 6、存置国が再審制や被告人に対して弁護士、通訳をつける制度などを整えることを求め、それに向けた二国間及び多国間での資金援助を求める
- 7、自白の強要や暴力などを用いて得られた情報を根拠とし、死刑判決を出すことに強く反対する
- 8、存置国の死刑に関する情報公開を要求する人権委員会のUPR（定期的考査）に必ず応じ、応じない場合は同委員会による監査を受けること
- 9、他国籍の人が死刑判決を受けた場合、判決を出した国の司法制度に即した判決かを領事館が吟味すること

カナダは死刑は刑事司法だけの問題ではなく、そして死刑の廃止は基本的人権の保障のために重要であると考え

今までの死刑モラトリアムに関する会議は、存置国と廃止国の溝からほとんど進展のないものであった。このような会議をいくら重ねても、存置国と廃止国が互いに歩み寄れない限り進展はない。この会議では現状を少しでも改善するためのコンセンサスを目指す。

Chili

チリでは通常犯罪による死刑は廃止し、軍法下の犯罪や特異な状況(テロやスパイ行為)における犯罪のような例外的な犯罪には法律で死刑を規定しているという中立的な立場にある国である。また現在も世論に考慮して死刑制度の廃止を目指して議論を進めている。死刑制度は犯罪者であっても生命を奪う行為は生命権に反すると考え、死刑制度を廃止し終身刑を極刑とすることを求める。

China

Status Quo:

Under the status quo, death penalties are being carried out to crimes that fit at least one of the four categories: violence, drug, bribery, and economic crimes. In addition, there are exceptions to pregnant criminals and those under the age of 18. With that in mind, we would like to emphasize that China has been developing in terms of laws to protect human rights. For instance, in the second Chinese National People's Congress, China wrote that it will protect and respect human rights. Furthermore, China's government is a people's democracy, which means that the government works to meet the needs of the citizens in many ways. This includes protecting and respecting the rights to live and develop. In addition, China promotes freedom such as in religion and in speech. Religion is a key point to take note of since people in China mainly practice Christianity, Buddhism, and Islam. This results in differences in people's beliefs within China, and it is the government's responsibility to protect and respect religious differences.

Point 1:

We believe that not only is the death penalty a way to punish criminals for their wrong doings, but it is also a way to prevent further crimes in the future. Therefore, we believe that the death penalty is an exception for the right to life. As mentioned above, China is one of the leading countries with a large population. In other words, the government has the responsibility to protect those people, and we believe that one and only way to do so is to put the death penalty on the criminals who have committed the most unjustifiable crimes.

We believe that there are three main characteristics that are problematic about the death penalty.

1. The death penalty is irreversible and irreparable.
2. The possibility of arbitrary implementations of the death penalty.
3. The possibility of false accusations.

We acknowledge and recognize these points. In order to avoid these issues, the law of China explicitly stipulates the forty-two crimes that could be considered for the death penalty, and since the Supreme People's Court must give approval for the death penalty to be carried out, the chances of arbitrarily implementing the death penalty are very low. Also, this dual check system prevents false accusations as well. In consideration to these factors, we assure that death penalties would only be carried out in the most necessary and deserving situations as a means to improve security within the country. Hence, we view one death penalty as a key for millions of other lives to be saved.

Point 2:

Our goal of the implementation of moratorium on the death penalty is not to abolish the death penalty, but to decrease the number of false accusations and arbitrary death penalty so that only the deserved will be given the death penalty.

Now, we believe that Point 2 could be split into two sub-points.

1. Fairness in the judicial system
2. Disclosure of information

Regarding Sub-point 1, we believe that every major should be taken in order to ensure that the judicial system is being carried out fairly and correctly. We believe that these actions would be necessary in order to prevent arbitrary death penalty as well.

Regarding Sub-point 2, we are generally against any disclosure of specific information to outside organizations and countries due to the confidentiality in the information of the death penalty in China. This includes third party organizations as well. However, we understand that no disclosure of information would hinder us from achieving more fair death penalty, so we are open to sharing the laws and the general process of the death penalty.

Policy:

In consideration of these points mentioned above, we would like to introduce several policies.

1. Implement a better judicial system to avoid false accusations
 - a. Ensure that the death penalty is not implemented because of racial, religious, and ethnic discrimination
 - b. Ensure that all defendants have the right to request lawyers and translators (to avoid unfairness)
 - c. Ensure that national institutions thoroughly investigate the case before the implementation of the death penalty
2. Encourage both the countries with and without the death penalty system to have international meeting regularly to discuss about the death penalty and how we can improve the system

Costa Rica

2021年現在、我々、コスタリカ共和国（以下、「コスタリカ」という。）は、死刑

制度を有していない。コスタリカが死刑制度を廃止したのは、1877年、憲法にも死刑廃止は明記されている。背景には、国民の多くが進行するキリスト教の倫理観の影響が色濃くあるが、ここでは、人権の観点から死刑の問題点について考察する。

第一に、最も重要な点は、生命なしには他の一切の権利が成り立たない、ということである。過去においては、死刑は生命権の例外とみなされていたが、刑の執行と同時に他の全ての権利を奪われていることは、無視できない問題である。大前提に、何人に対してもこの点が考慮されなければならない、と捉えたとき、社会に積極的に個々の生命を奪う仕組み、すなわち死刑が存在するならば、それは大きな矛盾である。

第二に、死刑を科す判断の基準となる「最も重要な犯罪」の解決に、生まれた国や居住する国による違いが生じることは、全ての人々が持つ、平等や公平性に関する権利を侵害していると言える。更生にそぐわない、値しない、という判断は、果たして、人間に可能だろうか。それぞれの国に民族や文化などから成る解釈があることを理解してもなお、この点も軽視はできない。

第三は、死刑の不可逆性の問題である。どのような国にも、審理の過程で誤審を完全に防ぐことのできる司法制度は存在しない。つまり、そこにはいつも無罪の可能性が存在している。少しでも無罪の可能性のある人物に対して死刑が執行された場合、後に無罪が判明しても、その人物の生きる権利をはく奪したことは取り返しがつかない。これは、解決方法がない、見過ごせない点である。

これらを踏まえて、死刑モラトリアムの在り方について考えてみる。将来的に、世界中の全ての国で死刑制度が廃止にあるかどうかを別の問題とすると、モラトリアムは極めて重要な役割を果たすことになる。そこに求められるものは、まず、冤罪（無罪）の場合を筆頭に、死刑を科される側の人への時間的猶予である。審理の過程で見落とされたものはないか、別の可能性は少しも存在しないか等が振り返られ、確認されるための十分な時間が必要だ。生命をかけたえのないものとして捉え、慎重のうえにも慎重を期すべきである。そして、社会に向けたモラトリアムであるべきだとも考える。社会の大多数は死刑とは無関係にしているが、理想としては、全ての人々が死刑やモラトリアムについて真剣に考え、議論できる切っ掛けになれば、と思う。そうした中から生まれる新しい取り組み、例えば、猶予期間であっても更生がなされる向き合い方などが試される時間、すなわち、そうすることで、社会が成熟してゆく機会となることが望ましい。

Denmark

我々デンマークは、自由権規約・死刑廃止条約（市民的及び政治的権利に関する国際規約）とともに1972年1月6日に批准している。1930年に軍事関係を除いて死刑を廃止し、1978年に完全廃止した。現在は、いかなる例外もなく死刑を廃止している。

我々は、死刑は非人道的で不誠実な刑罰であると考えている。死刑は、人の生命を奪うもの

であり、人間の尊厳を侵害する刑罰にもあたり、これは人権侵害であるともいえる。さらに、死刑を行うことで、罪を犯した人の更生と社会復帰の可能性を奪っているともとらえることができる。また、死刑を行うことによって犯罪を防止ができるのか、というところでもない。事実、国際連合が死刑の犯罪抑止力を調べた際、死刑と終身刑を比較しても、死刑が凶悪犯罪の防止につながっているとは実証できないという結果に至っている。つまり、犯罪抑止に死刑が必要不可欠であるといえる根拠はないのである。もう一つ、冤罪にも関わらず死刑を執行してしまうリスクを避けることができない。実際、死刑を存置しているどの国にも必ず冤罪事件があるというのもポイントである。これらの観点より、我々は死刑廃止の意義を認める。そして、死刑は刑罰だけの問題ではなく、国際的な問題にも繋がっていると考える。

我々は死刑存置国に対し、死刑という問題に対する包括的かつ国民的議論を可能にするため、死刑モラトリアムの即時導入を真剣に考えることを求める。よって、現在、死刑を廃止した国々と協力して、死刑を事実上廃止している国を完全な死刑廃止国の一員になってもらいたいと強く要求する。

France

① 人権と死刑の関係について、フランスが加盟している EU(欧州連合)の見解では、「いかなる罪を犯したとしても、すべての人間には生来尊厳が備わっており、その人格は不可侵である。人権の尊重は、犯罪者を含めあらゆる人に当てはまる。」とされている。

第18回世界死刑廃止デーに際し、フランスはあらゆる場所、あらゆる状況において死刑に強く反対することを再確認する。それは、死刑を適用するすべての国に対し、死刑の最終的な廃止を視野に入れてモラトリアムを確立するよう求め、また、死刑の廃止を目指して、市民的および政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書に署名し、批准するようすべての国に奨励する。

死刑は抑止効果がなく、いかなる司法上の過失も不可逆的かつ回復不能であることを意味し、女性、貧困層や経済的に脆弱な層、およびマイノリティに属する人々を不均衡に対象とすることが多い。死刑の廃止に向けた世界的な傾向にもかかわらず、死刑は引き続きいくつかの国で適用されている。この点で、フランスは、2018年に歴史的な121か国によって採択された、死刑の普遍的なモラトリアムを求める国連総会決議の重要性を強調している。フランスは、新しい決議の採択を確実にするために、国連総会の第75回会期の枠組み内で進行中の作業を支援するようすべての国に奨励している。

② EUは死刑の普遍的廃止、あるいは、少なくとも死刑廃止を実現するための最初の一步として、執行停止(モラトリアム)を導入することを死刑存置国に対して提唱する。EUは幾度もの機会を捉え、死刑存置国において、EUは対話を実施するとともに、死刑の執行に当たり、人の尊厳を尊重するために最低限必要とみなされる一定基準

を遵守することを要求している。その基準は以下のようなものである。

死刑は、最も凶悪な犯行以外には使用してはならない。法において規定されていない場合、そのような犯行に対して下されてはならない。犯行時に18歳未満の青少年、妊婦、あるいは産後まもない母親に対して使用してはならない。被告人が状況証拠のみをもとに有罪判決を受けている場合、強制により自らの罪を認めた場合、適切な法的代理あるいは公正な裁判を受けていない場合には、使用してはならない。

これに基づいて各国に死刑制度の廃止及び死刑モラトリアムを求め、死刑を制限し、その完全な廃止へと向かっていきたい

Germany

生命権をはじめとする人権は誰もが有する固有かつ絶対的・基本的な権利であり、人間社会の土台をなす、人間の尊厳の根幹である。人権はどのような場合においても奪われてはならず、全ての国は人権を推進し、その一貫した保護・発展に努めるべきである。その中でも生命権は人間の尊厳、そして人権の基盤であり、他の権利とはっきりと区別されるべき至高の権利である。

死刑はこのような人権、特に生命権の観点から望ましくないものであり、また死刑の廃止は人権の向上・発展に寄与する。一方で、人権や死刑の問題について十分に理解や教育、意識が普及していないケースも各国で見られ、世界全体で今一度人権・死刑の問題について考え直す必要がある。

②以下の内容を各国に求めていく。

死刑モラトリアムは、各国において集中的に国内の死刑・死刑廃止の動きに関する理解を高め、議論を活発化させるための期間として、全ての国において設ける。

2028年までの七年間を基本とし、自由権規約や最低基準を遵守・踏襲した上で、その期間は一切の死刑の執行を行わないものとする。また2028年に改めて死刑、そして死刑に関する議論の現状について話し合い、さらなる議論が必要と判断された場合二年単位で都度延期するものとする。

各国はまず人権や死刑問題の専門家による委員会を設置、その構成委員を国連に派遣し、各国の専門家や人権問題・死刑問題において活動する主要NPO・NGOによる国際会議によって以下の二点をまとめた報告書を作成する。なお、この報告書は委員会にて定期的に（二年に一度）見直し、刷新する。これは死刑モラトリアムの期間中は原則として継続し、その後は国が国際的な死刑の存廃に関する議論が収束したと判断した場合、また死刑を廃止した場合に終えるものとする。

a. 死刑の存廃の是非のみならず、恣意的な死刑の定義や死刑の適用の条件、死刑の効果などに関する科学的研究などについて話し合い、その結果を「国内の死刑に関する議論・意見」としてまとめたもの。

b. 自国や各国、つまり世界の死刑の現状や死刑に関する国際的な議論・潮流、存置国・廃止国双方の主張、各国の立場などを「世界の死刑の現状・国際的な死刑についての議論」としてまとめたもの。

c. 各国における人権の状況、特に生存権をはじめとする人権に対する意識や教育などをまとめたもの。

各国はこの報告書を元に上述の二点について国民にわかりやすく積極的な情報発信を行い、国内における人権や死刑・死刑廃止の動きに関する理解を高め、議論を活発化させるための啓蒙活動を行うものとする。

また、各国は最低限死刑モラトリアム期間において、中学校以上の義務教育過程において、生存権をはじめとする人権についての教育を行いそれを踏まえながら、死刑に関する議論や死刑廃止の動きの歴史、各国の状況、双方の主張や国際的な論調など、死刑に関する客観的教育を行うこととする。

Guatemala

生命権は、全ての人が生まれながらにして持つ、生きるための尊い権利である。生命権は誰に対しても例外なく適用されるべきものであり、それが侵害されることは、政治的、司法的理由のもとであっても、基本的には認められない。

死刑を生命権適用の例外とするか否か、ということはよく議論に上るが、これは単純に白黒はつきりつけるのが難しい問題である。

通常、いかなる場合でも、犯罪者に生命権は認められている。さらに、誤審の可能性や、死刑の不可逆性、犯罪者の更生の可能性がある以上、死刑を生命権の例外とすることはあまり好ましくない。強盗や殺人などの犯罪事件に対し、死刑が十分な抑止力となっていないことも理由として挙げられる。

しかし一方で、戦時中などの非常事態下においては、1人の行う犯罪が通常時では考えられないような混乱を招き、ときには全国民の命を脅かす重大な事件、つまり、不特定多数を対象とした生命権の侵害へと発展することが珍しくない。このような事態を防ぐために、あくまで緊急の処置、また軽率な犯行の抑止として、死刑判決という選択肢を存置することもまた、より多くの国民の生命権を守るためには必要である。

これらの理由から、混乱とそれによる多数の生命権侵害を防ぐ必要のある非常時のみ、死刑の執行による生命権の侵害を例外視する、という考えを、最も適切な死刑制度と生命権の在り方として我々は支持する。

グアテマラは現在、軍法下においてのみ死刑執行を許可している。また、2000年を最後に一度も死刑の執行はなされておらず、事実上の死刑廃止国となっている。しかし、非常事態のために最低限の死刑制度は残しているなど、死刑存置国を全面的に否定はしないしできない立場にある。よって我々は、死刑を生命権の例外とするのはよくないという認識の下、緊急事態以外の時つまり通常において、また十分な議論がなされるまでの間、死刑を完全に廃止せずとも、一時的に停止するべきだと考えている。

死刑モラトリアムは、死刑の停止において大きな役割を担っているが、まだ完全ではな

い。その最たる例として、恣意的な死刑の具体的内容に対して合意が取れていないというものがある。現状では死刑は生命権の例外だとされているとしても、恣意的な死刑は生命権の明らかな侵害であり、制限されなければならない。そこで我々は、ECOSOCが定めた最低基準に基づいた恣意的な死刑の禁止とその遵守を死刑モラトリアムに盛り込みたいと考えている。

最後にもう一度強調したいが、我々は死刑を完全には廃止しないことについては妥協できると考えている。しかし、まだ死刑制度について十分な議論がなされておらず、問題点が多く残っている中ではそれらが解決するまでの間だけでも人々の生命権を無闇に侵害しないよう死刑の停止をする死刑モラトリアムを行うべきである。

Ireland

In Ireland, the death penalty was abolished in 1990. Since 2008, the EU and the Council of Europe have designated October 10 as Abolition of the Death Penalty Day. The belief of the death penalty violates human dignity and has no deterrent effect on heinous crimes. We reiterate the determination to abolish the death penalty throughout the world and calls on countries that have introduced the death penalty to seriously consider introducing a moratorium immediately to allow for a comprehensive debate on this issue. In addition, Roman Catholicism, which is the main faith of Irish people, teaches that emphasis is placed on the death penalty and abortion. At last, we also believe to work with countries that promote a moratorium in countries that possess the death penalty.

Japan

①日本では死刑制度を導入している。対立軸として死刑囚の人権の問題が挙げられるが、以下の二点から死刑制度は人権の問題ではないと言える。

まず初めに、1946年に成立した日本国憲法36条は、残虐な行為を絶対的に禁止した。1948年3月12日の最高裁大法廷判決は、『死刑制度が一般に、直ちに残虐な刑罰に該当するとは考えられない』として、死刑制度が合憲だと判断した。ここで禁止されている「残虐な刑罰」とは、刑罰の執行方法が残虐で非人道的な刑罰、あるいは罰刑の均衡を著しく損なうような刑罰を意味するのであって、死刑がそれ自体において残虐な刑罰に該当するわけではない。

次に、日本国憲法13条では、「生命に対する国民の権利」を規定しているが、これも「公共の福祉に反しない限り」最大の尊重を必要とすると規定されており、反対解釈をすれば、「公共の福祉」に反する場合には、「生命に対する国民の権利」についても剥奪しても良いと解釈することができる。犯罪者に刑罰を科することは「公共の福祉」に該当するということができるので、死刑によって「生命に対する国民の権利」を剥奪しても、違憲とは言えない。さらに、全ての国民の生命の尊重こそが「公共の福祉」である以上は、殺人行為によって1人の生命を奪った者が責任を逃れることは許されな

い。

以上の二点より、日本は死刑制度を導入し、人権的には問題はないとしている。

②日本は、自由権規約は批准しているが、死刑廃止条約は未批准である。以下に死刑モラトリアム導入に関しての留意点を述べる。

死刑執行モラトリアムの導入の適否は、各国が国民世論、犯罪情勢、刑事政策の在り方等を踏まえて慎重に検討した上で、独自に決定すべきものであると考える。死刑制度の存廃の問題については、日本国内で未だ国民的なコンセンサスがない。従って、提案国が死刑存置国に対して一方的に死刑廃止を視野に入れた死刑モラトリアムの導入を要請するようなことは許されない。

また、死刑執行の公正性については、法律に基づいて死刑は再審や恩赦などに関する事由の有無を慎重に検討し、これらの事由等がないと認めた場合にのみ執行されるべきである。

以上より死刑モラトリアムの導入は各国内の犯罪状況等を視野に入れて慎重に検討すべきであるとする。

Kenya

ケニアは現在10年以上死刑が執行されていないモラトリアム国である。

我々は死刑制度に対して懐疑的であり、「人権を大きく損なう危険性があるもの」と捉えている。一方で、死刑を存置する要因となっている文化的背景も同等に考慮すべきである。また、一口に死刑と言っても、被告人の権利に十分配慮されているか否かも検討せねばならない。それが達成されない状況は人権侵害、及び国際法違反にあたるかと考えている。ただ単に死刑存廃論に終始するのではなく「いかに被告人の権利を保護するか」という問いこそが、今会議において必要な視点である。

このように各国それぞれが異なる背景を持ち、それに基づく死刑への考え方も様々であるために、一律に制度を適用していくのは困難である。ゆえにケニアは、既存の膠着状態を打破し前進するためには各国の司法制度や文化・宗教的背景によったアプローチが必要であるとする。

具体的な政策を述べる。まず、UPRを活用して各国の司法制度状況を審査、分類し、この分類に応じた以下のような行動を国際社会に要請する。ここでの審査主体は、地域的な平等が担保された人権理事会諮問委員会を想定している。なお以下に明記した分類方法や行動計画に関しては、会議内で十分に変更の余地があるということを留意してほしい。

I.死刑廃止国

- ・死刑廃止の現状の維持を要請
- ・自由権規約に定められた再導入禁止の確認

II.死刑モラトリアム国

- ・停止への取り組みを評価
- ・死刑制度撤廃へ向けたアプローチを促進、支援

III.人権に十分に配慮された法律に基づいて、死刑が実施されている国

☆喫緊に現状を変更する危機的情勢ではないが、現行制度の固持は望ましくない

→具体策：

- ・四半世紀間の死刑モラトリアムを行い、経過を観察
- ・モラトリアム期間後もしくは期間中に国際会議など状況報告と現状を精査する機会を設定し、今後の方針の決定

※この取り組みは死刑制度の廃止ではなく執行の一時停止であるため、犯罪抑止力の遁減にはつながらない。

IV.被告人の権利への配慮が不十分で、死刑が存続している国

☆被告人の権利を確保するための法制度等が十全でない国に対しては積極的に支援

支援：・刑務所の建設や人材確保のための経済的支援

- ・UNICRI 主導の法整備/運用のノウハウ提供、人材派遣

※支援を行う代わりに十分な制度環境が整うまでの死刑モラトリアム実施を要請

以上のように、現在の固定化した二項対立を打破し次のステップに進むため、

◎各国に合ったアプローチの検討

◎適正な司法制度の運用

この下で、死刑モラトリアムを含めた人権を保護を進めていく。今まで通り議論が平行線を辿るようでは、生命権を軽視したままになってしまう。夢想的な野望を吹聴し対立を深め、停滞させるのか、現実的でありつつも建設的なアプローチを検討し、未来への重要な一歩を踏み出すのか。今会議の意義は皆さんの行動にかかっている。

Malaysia

結論から述べると、マレーシアはモラトリアムには賛成だが現時点での短期間での死刑廃止への積極的取り組みは時期尚早と考える。だが同時に自由権規約に基づいて、死刑制度に対して長期的かつ最終的には国際的に廃止すべきであるという意識を国際社会で共有することの必要性を主張する。

まず初めに、生命権などの人権は司法制度にのっとり正しい手続きを踏んだうえでの死刑制度においても例外化されることはない。死刑制度は人権を著しく侵害し、非人道的かつ残虐なものであるという事実をすべての国が認める必要があるだろう。だがその上で、死刑制度が麻薬犯罪等凶悪犯罪の抑止力として効果を上げてきた歴史、また現

状を踏まえると、マレーシアは麻薬犯罪への対策として将来的には死刑制度への依存を弱めていくことを念頭に置きつつも、即刻の死刑の廃止には賛成できない。死刑モラトリアム・死刑廃止を共に賛成の国々は、死刑存置国における死刑制度の必要性については理解していただきたい。

またマレーシアは人権保護の観点から、すべての国に対して死刑制度、執行に関する早急な情報開示を求め、国際社会への透明性を高めることの必要性を訴える。死刑制度はその不可逆性などから濫用されることは許されず、全ての国に情報開示の義務があると考え。情報開示は、人権理事会に対して行い、UPR（普遍的定期審査）の際に、執行した死刑の詳細、具体的には罪状などを全て報告することを義務付けることを提案する。この際、死刑の平等性なども同時に監督する。これは死刑制度の濫用、すなわち恣意的死刑を抑制することにも繋がるだろう。

そして、国際社会は死刑制度の今後の廃止に向けた話し合いを持つべきであり、それにはある程度の時間がかかるため、死刑のモラトリアムは不可欠なものであると考え。理想とすべきは、全世界での無期限の全ての死刑の凍結だが、それが現実的でないことは自明である。よって、マレーシアは絶対的法定刑としての死刑の全世界での凍結を求める。絶対的法定刑は裁判所に判断の余地を与えず、判決を下させるものであるが、これは他の罰ではいかようにも償うことができない凶悪極まりない罪にのみ「極刑」として適用されるべきである死刑にはそぐわず、段階的に死刑制度を廃止していく際に初めに廃止されるべき制度である。マレーシアでも数年前に絶対的法定刑としての死刑の廃止を宣言している。よって今回の会議ではそのモラトリアムを一つのゴールと考えそれに向けて議論するべきと考える。

Mexico

私たちの国、メキシコは人権や死刑の不可逆性を考慮し、段階的な死刑の制限を経て2005年に憲法によりいかなる犯罪に対しても死刑を廃止しています。また、我が国の国民が外国で死刑に処されている現状に憤りを感じています。そのため、私たちは将来的に死刑が世界のより多くの国々で廃止されることを望んでいます。

生命権をはじめとする人権はすべての人間に与えられる権利であり、死刑制度はその一部を侵害していることから、死刑制度の廃止は人権の発達につながると認識しています。また、メキシコが実際に死刑を廃止したときは必ずしも多くの国民の指示を得て廃止したわけではないことや段階的な死刑廃止の経験から、死刑の廃止には政府のリーダーシップが欠かせないと考えています。そのため、多くの国が死刑モラトリアムを導入することを希望します。死刑モラトリアムの内容については、人権は国籍や人種を問わずすべての人間に与えられる普遍的な権利であるため、多くの国が導入する国際的なものであり、段階的に死刑の廃止につながるものであると良いと思っています。

死刑に加えらるべき制限については、上記のように我が国の国民が外国で法的な知識の面や言語面でのサポートが得られない状況で死刑に処されている現状から、死刑に直面している人々が弁護士や必要な場合は通訳を得ることと、それらのサポートのために

領事館へアクセスすることへの許可を含む、差別のない司法へのアプローチが可能であることを希望します。また、女性や障害を持つ人などの少数者や外国籍を持つ人が死刑の判決を受けることが多いといった不均衡を憂慮しています。そのため、死刑判決を受けた人の国籍、人種、性別などの情報を公開し、透明性のある死刑の議論につなげたいと考えています。

Mongolia

①死刑は、犯罪者に対する刑罰として行われているが、当国はこれは人の生命を奪うものであり、人間の尊厳を侵害する行為だと考える。当国の憲法の前文では、モンゴル人民の求める最高の目標として「人の権利と自由、正義、民族の団結を尊重すること」「人道的な、民主社会をつくること」を掲げている。また第14条では法の下での平等が保障され、第19条ではモンゴル国による人の権利と自由の確保のための法的保障が規定されている。この憲法に基づいて当国の刑法での死刑の適用の基準は2012年までに、「詐欺や交通事故」から「故意の殺人」に、さらに「テロリズム、虐殺、強かん、サボタージュ、計画殺人、政府関係者および公的な人物の暗殺などを含む犯罪」と定義が改正されてきた。そしてこれまでに、これらの犯罪をおかしたとされる59人の囚人が死刑囚となっている。しかしこれは近年、憲法にある生命権をはじめとする人権の規定に反するため、2010年にはツァヒヤール・エルベグドルジ大統領が「人類の完全な尊重に向けて、死刑廃止を進めなければならない」として、すべての死刑判決を減刑するとともに、死刑執行の停止を宣言した。そして2012年、死刑制度の廃止を目的として市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書、いわゆる死刑廃止議定書が可決され死刑制度が廃止された。このように、現在のモンゴル国は死刑は人権を脅かすものとして否定的に捉えている。

②モンゴル国は、現在死刑モラトリアムの制限ではなく、廃止を求めている。ツァヒヤール・エルベグドルジ大統領が繰り返し訴えてきた通り、「人権の完全な尊重に向けて、死刑廃止を進めなければならない」と考える。これは、死刑の恐怖は犯罪の抑止にならず、また、誤審の危険性は避けがたいので、死刑を正当化する論理には誤りがあると考えられるためだ。

死刑は残虐で、非人道的かつ品位をおとしめる刑罰である。モンゴルは、アジアの国で先駆けて死刑を廃止し、他の国が後に続くべき明確な道筋を作った。現在、死刑を廃止していない国は、世界に約60か国ある。アジアではその国の割合が高く、依然として多くの人処刑されている。モンゴル国は、世界各国にも死刑を廃止するよう求める。

New Zealand

① 私たちニュージーランドは死刑廃止のメリットの一つ目としては、無実の人が不当に殺されなくなると考えている。もし死刑を執行した後に冤罪であるとわかってしまった場合、取り返しのつかないことになってしまうからである。それが、終身刑だった

場合その時点で釈放されることもあり、釈放された後で賠償金を求めることも可能である。もう一つ考えられるのは人権の問題である。終身刑も人を一生閉じ込めることになるため人権侵害に当たってしまうが、最近では終身刑は死ぬまで閉じ込められるのではなく、20年までなどと緩和されているため人権は守られていると考えられる。また再犯防止についてニュージーランドでは矯正庁が中心を担って18歳以上の人向けの更生プログラムを実施している。具体的な政策の1つ目としては、STUの設置である。STUは一種の精神科病院であり、主に精神面でのサポートをしており、ニュージーランドには、2018年までに6つの施設があり、施設によって対象罪種や定員は異なっている。2つ目の政策としては、「再統合」である。再統合は「コミュニティにおいて建設的な役割を担えるようになること」と定義しており、就労やリハビリテーションのみならず、コミュニティに主体的に関わっていく姿勢などを教育することも含まれている。これは、実際このプログラムを受けた人と受けていないひとでの再犯率などを比較してそれを数字にしたものを「更生指数」という。実際再犯率はプログラムを受けていない人に比べて10%も低かったと言う。

こういうプログラムを通じて、精神面などをケアすることによって加害者の人権を守っている。

② 被害者の遺族は、大切な人を失った悲しみや怒りで加害者に死刑を求めることがあるかもしれないが、死刑を執行することによって加害者側の家族も悲しみを覚えることになりかねない。それはその人たちに対しての人権侵害であるとも捉えられる。それに冤罪の危険性などもあることからニュージーランドは死刑モラトリアムに賛成である。

反対の理由として再犯の可能性を上げている国も多いがニュージーランドでは加害者の人権を守りつつ、独自の再犯防止プログラムにより再犯率を減少させることに成功している。それに加え、牢屋での自殺者の人数も精神面でのケアなどから減少傾向にあり、徹底したケアや教育により防げるものはあるということがわかる。そして生命権のことなども考えると終身刑を最高刑にし、再犯防止プログラムを導入することが最善策だと考える。

Pakistan

我が国ではパキスタン刑法及びイスラム法により死刑が執行される。執行状況として、2009年死刑執行を停止したものの2014年の大規模テロから再発防止策の一貫として死刑執行が再開した。また2021年2月10日、我が国では精神疾患を持つ者あるいは精神疾患の可能性のある死刑囚への死刑執行を禁止した。これは精神疾患の囚人が罰を受ける理由を理解できないことが判明したならば、執行は正義を果たすことにならないと判断したからである。だが依然として我が国における死刑囚は約4000人という高い数値を刻んでいる。

ここで我が国で行われている冒涇罪による死刑について議論する。これは自由権規約1

項における「恣意的に生命を奪われないこと」に反し、恣意的死刑に当たるとはならないかという見方もある。しかし、パキスタン憲法31条により、イスラムの生活様式を促進することは国の義務であることが明記されている。この事を踏まえると、冒涇罪とは我が国において「最も重大な犯罪」と定義できるため、恣意的死刑には当たらないと言える。

以上より、我が国における死刑執行は公正な裁判を経ることで基本的に人権を侵害しない形で行われている。だが一方で半世紀近く死刑囚として服役していた2人の囚人が、治療を受けるために精神病棟へと移されたのに対し死刑囚として16年間過ごし、最期は刑務所の病院のベッドに縛りつけられたまま2019年に死亡した囚人もいるという生命権が侵害されている事例があるというのも事実であり、適切な保護措置を取るなどして対応したいと思う。

近年減少傾向にあるものの我が国における昨年のテロ発生件数は146件、死傷者数は220名と、依然として高い数値を刻んでいることからテロ抑止の手段としての死刑を停止することは厳しい。さらに先述したように我が国を始めとするイスラム教国家の一部では伝統的に冒涇罪による死刑が行われている。また我が国において、1947年の英国独立の際には殺人と国家反逆のみが死刑対象であったが、1977年から1988年にかけてのジア・ウル・ハクの軍事独裁時代には前述したものに加え、27項目が死刑対象となった。これは、ジア・ウル・ハクによるイスラム化が原因なのではないかと考えられ、この項目の中には恣意的なものも含まれる。このことから、加えられた項目のものは死刑対象から除外して死刑執行を停止し、死刑対象を以前の殺人と国家反逆へと戻すことで、死刑執行を制限する。また、死刑対象になったものについても対象事例、対象者等が細かく明記された厳重な規定を設け、死刑が執行された際はその状報を他国へ公開することを提案する。

Republic of Korea

韓国では1998年以来、現在まで死刑の執行を停止しています。Amnestyのいうところの、事実上の死刑廃止国です。また、2020年11月17日に行われた、国連総会第三委員会の会議で提出された、死刑執行の一時停止を求める決議案に初めて賛成票を投じました。我が国の法体系は死刑を設けていますが、死刑は人間の命を奪う終局的な刑罰であり、死刑の宣告は犯行に対する責任の程度と刑罰の目的に鑑み、諸般の事情を参酌してもなお、極刑が不可避であるときのみ許容されるというべきである、というふうに考えています。

我々は自由権規約委員会の一般意見に述べられているとおり、生命権は至高の権利であると考えます。死刑は人の尊厳を蝕む行為であり、死刑の選択は可能な限り避けなければいけません。

1998年までの韓国では、死刑の政治的濫用が繰り返され、死刑制度本来の刑罰的機能が後退し、強権政治の抑圧道具となっていました。そこで死刑の執行を一時停止し、刑事司法システムの抜本的な改革を進めてきました。その結果、現在では政治的濫用はほと

んど見られない安定的な法環境がもたらされています。自国で行われている死刑の正当性を見直すためにも、死刑モラトリアムはどの国にも必要なことだと考えます。そして死刑が独裁体制によって悪用されるのを防ぐため、死刑を科すことのできる犯罪を明らかにし、減らしていかなければなりません。また、判決から執行までに十分な時間を空け、冤罪を減らす努力や、恩赦、減刑を求める機会を与えるべきです。

Russian Federation

ロシアでは、死刑廃止に対しての政府の意見と国民の意見が異なっていると言うのが現状である。1996年に53人の囚人が死刑執行された後欧州理事会に参加し、死刑のモラトリアムを確立し、死刑を廃止することを約束した。それ以降、我が国では刑法には残っているが、執行はされておらず、事実上死刑廃止の状態が続いている。しかしその一方で、近年、国民が死刑復活を望むようになってきている。世論調査の結果では全体の64%が死刑廃止に反対しており、復活だけではなく死刑が適用される犯罪項目を拡大すべきだと主張している。死刑が適用されるべきとされている具体的な項目としては、未成年強姦が72%、連続殺人が62%となっている。国民がここまで未成年強姦を厳しく取り締まるべきだと主張している原因は、2019年10月に南部サラトフ地方で起きた少女殺害事件にある。この事件は、9歳の女の子が通学路で行方不明になり、翌日車庫で遺体の状態で発見された、というものである。犯人の35歳男性は、強姦・強盗・性的暴行の前科持ちであったので、市民の間で死刑執行を求める声が相次いでいる。

ロシア政府としては、生命権やその他の人権は如何なる理由でも担保されるべきだと考えている。たとえ人を殺した加害者であろうと、国家が刑事司法を一種の「武器」として振りかざし、一つの尊い命を奪うことを正義と言うことは到底できない。また、死刑執行を行う人のことを考えると、仕事だからと言う理由だけでは割り切れないほどの重圧がかかり、その人の精神にも影響を与える。死刑を行うというのは、加害者の命だけでなく、その他の物理的ではない犠牲を伴って行われる事であるのだ。

加害者の生命権を保護すべきだと主張すると、被害者や被害者遺族の人権はどうするのかと反対してくる人々がいるのも事実である。しかしそれらは、「片方の人権を取ったらもう片方の人権を捨てることになる」ことを前提とした意見である。加害者と被害者を考えた時、これら是对立するものであることは確かであるが、加害者と被害者の人権を考えたときに、それらに対立し相反する存在であるかと言うとそうではない。どちらかを優先したらもう一方が軽視されるといった単純な話ではないのだ。加害者の生存権を尊重するとともに、被害者遺族の人権を最大限に担保する。これが我々の理想であり、死刑を廃止し生命権を保護すべきと考える理由である。

ロシアは長年の間死刑を行なっておらず、モラトリアムを実施している。また、死刑には犯罪の抑止効果がないことや加害者の生命権を保護することを目的とし、迅速に死刑廃止へと踏み込んでいきたいと思っている。しかし、冒頭でも述べたとおり、国民の大半が死刑廃止に反対している。そのため、今後はいかに死刑制度が不必要かの教育を取り入れていき、国民の意識を矯正していくことを考えている。

Saudi Arabia

サウジアラビアは、人権を守ることを重要視している。それを示すものとして、サウジアラビア全国人権協会 (NSHR) やサウジアラビア人権理事会の設立である。これらの機関は、政府直属の機関で、サウジアラビア国民、及び来訪者の人権を守ることを目的とされている。また、世界人権宣言、自由権規約などの国際的な人権に関する条約には署名、批准できていないものの、アラブ諸国を署名国の中心とする人権に関する条約に多数署名している。

それでは、なぜ国際的な基準に従って死刑執行を行わないのか。それは我が国が最も大切にしているイスラーム法があるからである。サウジアラビアにおける人権と死刑との関係を理解するにはこのイスラーム法（以下シャリーア）の理解が不可欠であるため、各国大使にシャリーアの我が国における重要性に対する理解をお願いしたい。我が国ではシャリーアが憲法に代わる最高法である。シャリーアとは神の教えをそのままイスラム教徒に適用される法律としたもので、ムスリムにとって絶対である。サウジアラビアにおける人権は、このシャリーア、すなわち神に示され、神によって人間に与えられた基本的人権のことである。

よって、我々には我々にとっての「正しさ」を規定するシャリーアが最優先なのであり、死刑はシャリーアにおける最重大の犯罪にしか適用されず、何ら恣意的でも人権侵害でもないと考える。むしろ、現行の死刑モラトリアムひいては死刑廃止推進はこのような文化的宗教的歴史的相違を無視し、異文化圏の価値観を押し付け余計な対立を煽っているだけである。西洋的に見て人権を「軽視」しているからといって、その文化を「軽視」していい理由になるだろうか？

以上より、サウジアラビアは、各国の主権の範囲内での死刑モラトリアムの実施を求め、またイスラーム的な考え方をこれからの死刑モラトリアム推進においては積極的に勘案し取り入れていくべきであることを強調する。何もサウジアラビアはむやみにに非生産的な反対票を投じているのではない。実際、未成年者に対する死刑執行を禁止するなど、我が国は妥協する準備がある。あるところの国民が背教罪の死刑執行に対して「人権侵害だ」と怒るのであれば、サウジアラビア国民は自分たちが大事にしているものを蔑ろにされて怒るのだ。どちらが間違っているというわけでもないのだから、押し付け合わず理解し合い合意できる臨界点を今会議で模索していくべきだ。

Singapore

我が国は、人口に対する死刑執行の比率が世界で最も高い国の1つとされている。人口約460万人の我が国では、1991年以降420人以上が死刑によって処刑されている。国連総会で、圧倒的多数が「死刑適用の一時停止」を支持するなど、国際的に死刑廃止の声が多くなって来たにもかかわらず、死刑の執行を行い、さらに、コロナ禍の今でも、zoomを使用した裁判で死刑判決が下された。そんな我が国は、自由権条約、死刑廃止条約の締結をしていない。これらのことから分かる通り、我が国は死刑廃止に対して協力的な姿勢ではない。

しかし、これは決して死刑を行なって良いものと考えているわけではなく、あくまでも国の維持、及び、きちんと成り立たせるための手段として、死刑を使用しているので

ある。この主な理由として、民族の74%を中華系の人々が占めていることが挙げられる。中華系の人々は、ルールや法を無視する自己中心的な人が多いため、「人間の本性は悪なり」俗に言う「性悪説」に基づいて、我が国は統治されている。

そのため、我が国の、世界に誇るべき綺麗な景観を保つこと、及び、民衆がルールや法を無視することがない状態を維持、及び、目指すために、罰金や死刑制度がどうしても多くなってしまっているのが現状である。

現在、我が国で死刑扱いになる犯罪は、政府に対しての戦争、大統領に対しての反逆罪、暴動や海賊行為などによるあらゆる殺人、麻薬の密輸や製造や所持、銃などの武器関連を売買目的で所持することなどが挙げられる。

生命権をはじめとする人権が、どんな人間でも持っていて、とても大切なものであるという意識はあるが、やはり国を維持し、きちんと成り立たせるためには、死刑が必要であると考えます。

そのため、犯罪者が持つ人権はある程度無視し、完璧な死刑廃止を行うことはしない。

しかし、死刑制度は正直言って良くないものであること、また、死刑制度が存在することによって、犯罪の抑止になるのかと尋ねられた際に、自信を持って同意しかねる部分もあることから、死刑廃止に繋がると思われる、捕まるラインを低くして常習犯を減らすこと、及び、死刑の制限を求めたい。

そこで、我が国では、いかなる場合でも、麻薬の密売人との接触、及び、コンタクトを取った場合から12047シンガポールドル(日本で100万円)の罰金制度、麻薬を使用した場合は量が約15gを超えた場合12047シンガポールドル(日本で約100万円)の罰金制度、そこから10グラムごとに10シンガポールドル(日本で829円)ずつ追加する罰金制度を設ける。

また、アヘン1200グラム、モルヒネ30グラム、ヘロイン15グラム、コカイン30グラム、大麻500グラム、それ以外の麻薬で500グラムを超えた場合は、終身禁錮刑、または、終身刑に鞭打ち15回を加えることとする。

South Africa

1 南アフリカ共和国では、死刑制度の憲法上、1975年に廃止されているため、現在は死刑廃止国になっている。生命権をはじめとする人権には参政権、平等権、社会権、などたくさんの権利があるが、死刑は究極の人権侵害とも言われている。南アフリカ共和国ではアパルトヘイトの考えが根強く、また、死刑制度においても非白人の指導者やその他何千という人々がアパルトヘイトに苦しみ、拷問にかけられたり、投獄されたり、また、死刑の執行を受けてきた。このように人種差別において、反対運動をする人々やそれに加担した白人達も迫害を受けたり死刑に入れられたりしている。これらの人種差別や、性差別による死刑の執行や拷問は国民の人権を侵害していると言える。これらの南アフリカ共和国での現状や信条を踏まえて考えてみると、たしかに人権は生まれ持った権利であり尊重されるべきものであるが、他人に被害を加えるなど重大な罪を犯したときは人権の保護よりも社会的制裁を与える必要があり、死刑は免れないと思う。いくら極悪人でも人権を守らなければいけないという偏った考え方では被害者の方の人権が

剥奪されたことに対して加害者の人権は確保されるという不平等な現象が生まれてしまう。死刑は加害者に罰を与えること以外に犯罪の抑止力につながったり再犯の防止に繋がったりする。死刑制度がないことを良いことにして、軽い気持ちで、重大な犯罪に手を染めてしまう可能性がある。また、犯罪者が侵した罪の責任を考えるならば死刑制度は必要であるとする。また、犯罪の抑止力になると考えた時や、被害者の人命を尊重した場合、死刑は必要であると思われる。

2 南アフリカ共和国では、死刑制度の憲法上、1975年に廃止されているため、現在は死刑廃止国になっている。だが、現状のままでは、死刑制度がないことを良いことにして、軽い気持ちで、重大な犯罪に手を染めてしまう可能性がある。しかしだからといって、死刑制度を復活させ、何の罪もない人を誤認逮捕してしまい、毎日のように拷問などをし、精神的苦痛を与えるのも良くない。増してや、罪が重かった場合、死刑になってしまう場合もある。私たちは罪のない人の命をも奪ってしまうことになる。後から真犯人が浮上したとしても、1度死んでしまった人は生き返らない。なので、私たちは命は最も大切な人権であるとする。これらを達成するためには、法律上で死刑制度を認めるが、10年間などの期限付きで、拘留所に留まることが出来る制度を設ければ良いと思う。また、冤罪を防ぐために、少しでも不明な点が浮上した場合、拘留所に留まる期間を延長出来るような制度にすればより良いと私たちは考えている。また、冤罪だった場合の冤罪賠償金を国が負担し、十分な手当を与えることが大切だと考える。

Sweden

【スウェーデンの死刑モラトリアムについての説明】

長年にわたり、死刑の全廃はスウェーデンにとって優先事項であり、スウェーデンは死刑の廃止が人間の尊厳の強化と人権の進歩的な発展にとって基本であると信じている。

スウェーデンは、欧州連合の他の加盟国とともに、まだ死刑を廃止していないすべての国の政府に、死刑を廃止する政治的勇気を示すよう奨励している。

スウェーデンは死刑の撤廃に積極的に取り組んでいるのである。

【基本的な情報】

歴史⇒スウェーデンで最後に死刑が執行されたのは、1910年。

廃止されたのは、1921年3月。※戦時の死刑制度は続行されているがスウェーデンでは戦争が無かった為戦時の死刑執行は無し。死刑の代わりに、終身刑を設けた。

1921年の死刑廃止当時は、国民の意見が分かれた。1972年の死刑廃止は、当然の如く受け止められた。議会では、反対はあったものの 90% の割とすんなり死刑廃止は実現した。しかし、2006年では国は死刑に対し絶対的に反対しているもののスウェーデンでの人口の36%が、死刑に処されるべき犯罪があると考えている。

※一番最初に死刑を廃止したのはポルトガル。

社会(今の動き)⇒2008年に殺人罪で有罪判決を受けたのは114人でその内90人が懲役刑、16人が精神鑑定に回された(懲役刑の90人のうち10人が終身刑、80人が有期刑)。つまり、スウェーデン国内での死刑の廃止と犯罪の増加との間には全くの関連がない。

法⇒スウェーデンは立憲君主制で三権分立が成り立ち法の元に平等。

【スウェーデンの法律について】

①身体的自由^[1]死刑の禁止(統治法第2章第4条)、拷問等の禁止(統治法第2章第5条)、身体検査・家宅捜索・盗聴等からの保護(統治法第2章第6条)、国外追放の禁止、国内を移動し、出国する自由(統治法第2章第7条及び第8条)が保障されている。スウェーデンの絶対的権利とされている。

宗教⇒宗教の自由で定められていて、キリスト教、イスラム教、仏教などがある。一番多いのは、ルター派キリスト教(福音ルーテル派が多数)。福音とはプロテスタントの事。

【死刑廃止に賛成の国民の意見】

犯人の命を奪っても、殺された命は返ってこないと考えている為死刑という考えがない。

【被害者に対する手当】^[1]スウェーデンでは加害者に当てられた損害賠償金を払えない場合肩代わりしたり精神的なサポート、収入を失った家族には財政のサポートも行なっている。^[1]つまり、死刑で罪を償うという考えはない。

Tunisia

チュニジアは死刑制度廃止に対し賛成である。本国は過去10年間死刑を執行しておらず、事実上廃止の状態である。チュニジアは市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)、市民的及び政治的権利に関する国際規約第一選択議定書、市民的及び政治的権利に関する国際規約第二選択議定書(死刑廃止条約)等の死刑制度廃止に向けた条約に批准しており、死刑廃止を推進している。

これらのことからわかるように、チュニジアは死刑が人権を侵害していると考えている。そのため、これ以上そのような人権侵害はあってはならないと考えている。

以下に現状を記す。

チュニジアでは1991年以降30年間死刑を執行していない。

また、チュニジアでの2017年時点での死刑判決件数は77件でこれらの死刑囚は、死刑が執行されていない。

このようにチュニジアでは死刑判決はするが死刑執行はしないという状況である。

では、なぜチュニジアは死刑を執行しているのだろうか。それはチュニジアで行われる多くの凶悪犯罪が原因であり、死刑判決することによってでしか裁くことのできない犯

罪があるからであると考えられているからである。このことは死刑判決を下しているほかの国も同様であると思う。

このように、チュニジアは死刑制度賛成派と反対派の板挟みであり、死刑の完全廃止は実現不可能と言っても過言ではない。

このような状況であるため、チュニジアは死刑モラトリアムを進めて行くべきであると考ええる。

現状もチュニジアでは先ほど述べたように判決はするが執行はしないため死刑モラトリアムを導入している状態に近いが本当に行われなかわからないため、この状況の改善のため死刑モラトリアムを導入する。また、これは暫定的な政策であり、国民から死刑の完全廃止に対して十分な理解が得られ次第、死刑の完全廃止を行う。

我が国のような板挟みとなっている国は多くあると思う。

Turkey

トルコはEU加盟検討国であり、2004年に死刑が廃止されている。経済的な観点や、ヨーロッパの中で重要な位置を占めていると考えているなどの理由から、トルコはEUへの加入を希望している。EU加盟のためには死刑の廃止が必要である。

しかし、2016年のクーデター以降、死刑を復活させる動きが高まっており、2017年の国民投票後の演説において、エカドル大統領が死刑復活に関する国民投票の可能性を示唆するなど、死刑の復活も考えられている。また、2019年の国民への調査によると約70%が死刑制度に賛成しているという結果が得られた。そこで、民主主義の観点から、死刑制度復活をある程度擁護する。

一方で、トルコでの死刑復活に関する議論は未だ深まっていない。現在のトルコは死刑モラトリアムの状態であると言えるのではないだろうか。

よって、死刑モラトリアムを支持し、その期間にEUへの加盟の検討もさらに強化してもらうことを望む。

U.S.A

生命に対する権利は、人が生まれながらにして持つ基本的人権の基盤となる、最も基礎的な権利である。個人の「生きる権利」の価値に高低の差はなく、その価値は等しく尊重されなければならない。死刑はその「生きる権利」を国家の名において強制的に剥奪する究極の刑罰であり、いったん執行されてしまえば原状に復することができない不可逆的な刑罰である。他方で、凶悪で残忍な殺人事件や無差別の大量殺人事件、テロ等によって、無辜の被害者の生命が奪われたとき、いかにして社会秩序を回復するか、また、いかにして傷ついた遺族の感情に寄り添うかという命題は避けて通れない。これはすぐれて社会的、文化的な問題であり、加害者に対していかなる刑罰を科すべきかについては、かかる文脈を離れて考察することはできない。個人の尊厳に由来する基本的人権の基盤である「生きる権利」の意味、加害者に対する社会的処遇と社会秩序の維持のあり方、被害者遺族に対する社会的対応のそれぞれを改めて考察するとともに、その安定的な平和の実現と発展に寄与すべき責務にも視野を広げて考えられるべきだと思わ

れる。「生きる権利」は、すべての人が、人間であることによって当然に有する権利であり、国籍や信条、性別を問わず、子どもも、大人も、この世に存在する誰もが、生を受けたときから、この権利を持っている。言うなれば、この「生きる権利」は、人間にとって根源的な、最も大切な権利であり、決して奪ってはならないものである。またこの権利は、世界人権宣言でうたわれ、国際人権条約である自由権規約においても保障されている。よって、犯罪者に対する私たち自身の怒り、不安があり、死刑によってその犯罪者をこの世から消し去ることで、安心したがる私たちの感情が込められているのではないだろうか。その感情は、いずれ他者への排斥につながりはしないか。しかし、不安の原因と考えられる治安の悪化、犯罪の発生件数の増加のイメージについては、事実と正反対であることが統計に明らかであり、それを踏まえて言うならば刑の種類として死刑を減らすことに伴い、死刑制度の減少の時点における死刑確定者及び以後の死刑に相当する犯罪に対して適用する刑が必要だ。

United Kingdom

生命権とは、世界人権宣言や自由権規約にも示されている通り、「固有の」そして「至高の」権利である。生命の喪失は不可逆であり、未来の可能性を奪う行為と言えよう。イギリスでは中世から死刑が執行されていたが、同時に世界初の社会権の保護を達成するなど人権保護に意欲を示し、そして1965年には極刑の廃止法案が可決された。我々は死刑は廃止されるべき刑罰とした上で、国際社会での議論が終結するまでの間、段階的な死刑モラトリアムを提案したい。

まず、イギリスは生命権を、どのような状況においても脅かされない権利として定める。死刑はこの絶対的な権利を侵害し、刑罰の本来の目的である更生と社会復帰の可能性も奪ってしまうことから、許されるものではない。冤罪や誤審の疑いを払拭することができない中、不可逆な生命の喪失を人為的にもたらすのはあまりにも危険だ。死刑の正当性を論じる者もいるが、これはそもそも疑わしいものである。例えば、テロリストをはじめとした死を厭わずに目的を達成しようとする犯罪者の前では、死刑は抑止力を持たない。刑罰の応報としての側面に関しても、被害が与えられてから応報を加えるのではなく、その被害が生じないような社会制度を創設すべきと考える。

我々は死刑は普遍的な人権の問題と捉えているため、世界全体として死刑廃止を目指したい。仮に他国の国民であったとしても、人権侵害はともに見過ごしてはおけない。死刑の即刻停止が望ましいのはもちろんだが、各国の宗教や歴史的背景、文化を考慮すると、そう簡単でないことは明白だ。よって、イギリスは段階的（漸進的）な死刑の制限を提案する。段階的な制限とは、死刑を科すことができる人物および重要犯罪の範囲を狭めていくことにある。

さらに、イギリスは死刑存置国に対して死刑囚の人権の保護を行うため、経済社会理事會が定めた死刑執行の際の最低基準の遵守を求める。特に死刑が一定の集団に対して不均衡に働いている現状を考慮し、すべての人に公平な法的プロセスを経る権利を与え

るよう努力しなければならない。

また、これらの死刑の使用が正しくなされたことを確認するため、死刑存置国に死刑執行に関するレポートを国際社会に提出することを求める。このレポートは既存の普遍的・定期的審査（UPR）を利用して提出されるとともに、他国および人権理事会の勧告を最大限支持することが求められる。そして、レポートの透明性を確認するために、人権理事会から各国に職員を派遣し現地調査を行う許可を各国に求める。

イギリスは死刑廃止をすでに達成している国家であり、生命権を保護するために尽力したいと思っている。

Vietnam

ベトナムは現在の死刑廃止への道のりに疑問を呈している。方針となる死刑廃止ということ掲げ今後の動きに言及していないことが、我々死刑存置国が廃止や対策を講じることができない最大の理由である。今会議において死刑執行において不可逆性について議論が行われている、しかし誤審を防ぐために各国は二審制や三審制を導入しているのではなかろうか。また、誤審の不可逆性については死刑に限った話ではないだろう、例えば誤審で懲役を言い渡されればそれは被害者の自由権を奪うことになる。よって、不可逆性に関しては各国誤審を防ぐための法整備というのがもっとも現実的な解決方法だと考える。また、宗教や文化によって死刑を廃止するのが非常に困難という国も多数存在する。それらの国に死刑廃止を押し付けるとするのはその国民の思想の自由などを奪っているのではないだろうか？今回の会議において生命権にばかり重点を置いてその他の権利をあまり考えないなどのことは是非避けてもらいたい。現在ベトナムは死刑廃止に踏み切っていないものの死刑囚の人権尊重や死刑執行者の権利侵害に配慮をし、法改正を行っている。法改正の例としては死刑執行の対象範囲を狭めたり、一部の犯罪を死刑判決の対象外にするなどだ。このように、死刑存置国であってもできる限りのことをしている事を死刑反対国には理解してもらいたい。また、近年死刑執行において秘密裏に死刑を執行している国家も複数存在する。これは死刑囚の人権尊重という点において、「どのような刑が執行されたのか」、そして「死刑囚の基本的な人権を否定していないのか」という部分が不透明である。死刑において、たとえ死刑囚であっても基本的人権の尊重は絶対的に必要であり、これらが侵害されることは大きな問題である。死刑執行に関して特定の情報公開を義務化することによりこれらは守られると考えているため、これらを死刑存置国とともに方針を決定したいと思う。恣意的殺人においても死刑を決定させるまでの道のりと、情報公開をもって防ぐことができるであろう。